

(証券コード9421)
(発送日) 2025年9月5日
(電子提供措置開始日) 2025年9月4日

株 主 各 位

東京都港区芝三丁目8番2号
株式会社エヌジェイホールディングス
代表取締役社長 福田 尚 弘

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.njhd.jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスいただき、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」又は「証券コード」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年9月24日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. 場 所 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
A P 浜松町 N+Oルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項 1. 第34期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の
件
2. 第34期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の
件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしておりますが、当該書面は、法令及び定款第14条の規定に基づき、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」を除いております。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

(提供書面)

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇による消費者マインドへの影響やアメリカの通商政策の動向などによる下押しリスクが存在しておりますが、物価の安定と成長型経済を目指す各種政策が進められるなか、緩やかに回復しております。

ゲーム業界におきましては、各種余暇産業の回復や動画配信業界の成長などで可処分時間を巡る競争に晒されております。モバイルゲーム市場では、カジュアルゲームや有名IPのタイトルなどがリリースされ、ゲームアプリのダウンロード数は増加しております。コンシューマー市場では、ハードの普及が落ち着き、市場規模は前年より減少して推移しましたが、次世代機が発売され注目されております。世界の市場規模においては、ハードの普及とともにコンシューマー市場が拡大していくなかで、それと同規模以上にPCゲーム市場も拡大しております。大型から小規模まで多様なインディータイトルのリリースが増えており、引き続き市場は拡大していくものと予想されております。

モバイル業界におきましては、端末価格は円安や物価高から上昇傾向にありますが、値引き規制の上限の引き上げや各通信事業者による機種変更の施策が強化されるなか、買い替え需要の高まりもあって、出荷台数は回復しております。2025年度もこの回復傾向は続くと思われられております。

このような事業環境のなか、当社は、ゲーム事業におきましては、プロジェクトマネジメントの強化と新規案件の獲得に取り組んでまいりました。モバイル事業におきましては、効率的な店舗運営に努めるとともに、サポートサービスの獲得など収益機会の拡大に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、以下のとおりです。

売上高は、ゲーム事業においては、前期に開発体制のピークを過ぎた案件があることや運営及び運営サポートを行う案件の体制縮小により、減収となりました。モバイル事業におい

ては、主に新規出店した店舗の収益寄与により、増収となりました。この結果、売上高は、9,107百万円と前期と比べ590百万円（6.1%減）の減収となりました。

営業利益及び経常利益は、ゲーム事業におきましては、当期に開発体制が拡大した案件や自社開発・発売タイトルによる業績寄与があったものの、前期に開発体制のピークを過ぎた案件による減収影響や運営及び運営サポートを行う案件の縮小等の影響から、減益となりました。モバイル事業におきましては、新規出店した店舗の利益寄与に加え、既存店も順調に販売台数を伸ばしたことにより、増益となりました。この結果、営業利益は、51百万円と前期と比べ51百万円（50.2%減）の減益となり、経常利益は、31百万円と前期と比べ64百万円（67.2%減）の減益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、31百万円と前期と比べ243百万円（88.4%減）の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① ゲーム事業

当セグメントにおきましては、(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの開発受託及び運営受託等を行っております。

売上高については、前期に開発体制のピークを過ぎた案件があることや運営及び運営サポートを行う案件の体制縮小により、6,539百万円と前期と比べ1,040百万円（13.7%減）の減収となりました。

セグメント利益（営業利益）については、当期に開発体制が拡大した案件や自社開発・発売タイトルによる業績寄与があったものの、前期に開発体制のピークを過ぎた案件による減収影響や運営及び運営サポートを行う案件の縮小等の影響から、236百万円と前期と比べ103百万円（30.5%減）の減益となりました。

② モバイル事業

当セグメントにおきましては、(株)ネプロクリエイトにてauショップ等のキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark(ピポパーク)を運営しております。

売上高については、来店者数の減少に底打ちが見られるなか、主に新規出店した店舗の収益寄与により、2,511百万円と前期と比べ447百万円（21.7%増）の増収となりました。

セグメント利益（営業利益）については、新規出店した店舗の利益寄与に加え、既存店も

順調に販売台数を伸ばしたことにより、102百万円と前期と比べ56百万円（122.5%増）の増益となりました。

③ その他

当セグメントにおきましては、クレジット決済事業等を行っております。

売上高については、67百万円と前期と比べ3百万円（4.9%減）の減収となりました。セグメント利益（営業利益）については、28百万円と前期と比べ7百万円（20.3%減）の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、ゲーム開発、店舗設備の移転・改装等を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は190百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

① ゲーム事業

当連結会計年度は、主にゲーム開発等に伴い、157百万円の設備投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

② モバイル事業

当連結会計年度は、主にモバイルショップの事業譲受等を行い、32百万円の設備投資（事業譲受に係るのれんを含む）を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ その他

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

④ 全社共通

当連結会計年度は、重要な設備投資及び設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、金融機関より525百万円の調達を実施いたしました。

なお、当連結会計年度末の社債及び借入金の残高は952百万円となり、前期末に比べ148百万円減少しました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

ゲーム事業においては、開発案件の予算規模が増大するなか、タイトルの厳選が強まっております。これに伴って、開発人材に求められる要求水準も上昇しており、大型プロジェクトをディレクションできる人材やチームを率いることができるコア人材の育成の重要性が増しております。また、開発費の抑制と品質の両立が必要となるなかで、少数精鋭チームの組成力が求められております。モバイル事業においては、オンライン販売が普及し、実店舗の競争が激しくなるなか、人材確保のハードルも上がっております。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり取り組んでまいります。

人的資本経営の観点から特にゲーム事業においては、ゲームコンテンツという無形資産の創出に対して対価を得ており、その源泉は人的資本にあります。これによって獲得する会計上の価値は、主にセグメント利益（営業利益）になります。しかしながら、当該数値のみに傾注した場合、会計上において必ずしも反映されない知的財産等の無形資産の獲得機会を逸する可能性があり、当社グループの人的資本価値を最大限に引き出していく経営方針及びその遂行を計画に落とし込み資産の最大化に繋がられるマネジメント体制が重要となります。そのため、営業利益等の指標を重視しながらも、併せて財務諸表上の数値に表れない人的資本による投資を促進するとともに、その資産的価値の把握を強化するなど、当社グループのゲーム事業に即した人的資本経営の取り組みを推進してまいります。

モバイル事業においては、スマホ販売市場が飽和し、オンライン化が進展する状況において、継続的な収益源の拡大が課題であります。人材の採用や教育プログラムの強化など人的投資を積極的に進め、組織の活性化と人材層の充実を通じて、顧客満足度を高め、オンラインや競合店舗との差別化を図ってまいります。また、店舗運営で培ったノウハウを活かし、既存店舗との人材シナジーがあり、収益性の期待できる店舗型ビジネスの拡大に取り組んでまいります。

当社グループの長期的な発展のため、将来的に高い成長性や収益性が見込める新規事業への挑戦や新しい収益モデルの探求、付加価値を生み出し高めていく土壌の醸成は重要な課題であります。小規模且つ迅速な投資による仮説検証の実践に取り組むとともに、グループ全体のリスク管理体制の下で投資リスクがコントロールされるように意思決定の仕組みを整備してまいります。

人材の育成と保持に関して、ゲーム事業及びモバイル事業ともに人的資本が要となっていることから、将来成長が期待できる人材の獲得及びコア人材の育成と保持は重要な課題であります。各事業分野での職業人としての能力開発や成長機会の充実を図ることによって、自社で働く魅力を高めてまいります。また、採用競争力の向上のため、組織体制の見直しも含めた業務改革と生産性向上によるコスト構造の改善を進めながら、メリハリのある給与水準の設計や人事制度を検討していきます。加えて、早期にチームの一員として有機的に繋がり、高いパフォーマンスを発揮すると同時に、キャリアとしての専門性を高められるよう、効果的な人材育成の仕組みづくりに取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

区 分	第31期 2022年6月	第32期 2023年6月	第33期 2024年6月	第34期 2025年6月 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	10,652,610	10,131,428	9,698,124	9,107,700
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△865,802	△260,366	96,310	31,614
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,231,625	△469,236	274,855	31,848
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)	△232.70	△88.65	51.93	6.02
総 資 産 (千円)	4,645,653	4,203,309	3,943,989	3,749,334
純 資 産 (千円)	1,892,475	1,383,919	1,669,696	1,713,548
1株当たり純資産額 (円)	340.30	246.65	298.58	304.59

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
また、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
(株) ゲームスタジオ	東京都港区	70,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株) トライエース	東京都港区	50,000千円	79.0%	ゲーム事業
(株) ウィットワン	東京都江東区	50,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株) ウィットワン沖縄	沖縄県那覇市	35,000千円	100.0% (100.0%)	ゲーム事業
(株) テックフラッグ	東京都港区	60,000千円	100.0%	ゲーム事業
(株) ネプロクリエイト	東京都港区	50,000千円	84.9%	モバイル事業

(注) 1. 「主要な事業内容」欄には、セグメント名称を記載しております。

2. 当社の出資比率の()内の数値は、間接保有による出資比率であります。

3. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社ウィットワン
特定完全子会社の住所	東京都江東区東陽二丁目2番20号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	652,000千円
当社の総資産額	3,027,060千円

(8) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社と連結子会社6社（(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ、(株)ネプロクリエイト）の計7社で構成されており、ゲーム事業及びモバイル事業を主な事業として取り組んでおります。

当社及び当社の関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

「ゲーム事業」は、連結子会社である(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄及び(株)テックフラッグにてゲームの企画・開発及び運営を行っております。

（主な関係会社）(株)ゲームスタジオ、(株)トライエース、(株)ウィットワン、(株)ウィットワン沖縄、(株)テックフラッグ

「モバイル事業」は、連結子会社である(株)ネプロクリエイトにて特定の移動体通信事業者の端末・サービスを取り扱うキャリアショップ及び複数の通信事業者の端末・サービスを取り扱う販売店PiPoPark（ピポパーク）を運営しております。

（主な関係会社）(株)ネプロクリエイト

「その他」は、クレジット決済事業等を行っております。

（主な関係会社）当社

(9) 主要な営業所及び工場

① 本社：東京都港区

② 店舗

地 区	子会社(株)ネプロクリエイトの 運営店舗（キャリアショップ及び販売店等）
栃 木 県	3店
群 馬 県	5
東 京 都	2
京 都 府	3
大 阪 府	4
合 計	17店

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

セグメント	従業員数	前期末比増減
ゲーム事業	790名	19名減
モバイル事業	58名	4名減
その他	2名	一名
全社共通	16名	2名増
合計	866名	21名減

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員91名）は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	2名増	46.4歳	8.9年

(注) 従業員数には、臨時従業員（期中平均雇用人員7名）は含まれておりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
(株)三井住友銀行	450,250千円
(有)リーコム	200,000千円
(株)三菱UFJ銀行	133,250千円
(株)千葉銀行	96,000千円
(株)東日本銀行	43,000千円
(株)きらぼし銀行	29,750千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17,954,400株
 (2) 発行済株式の総数 5,350,400株（自己株式57,616株を含む。）
 (3) 株主数 3,240名（前期末比84名減）
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(有) リーコム	1,592,400株	30.09%
滝西竜子	1,008,600	19.06
中村英生	808,700	15.28
小野昭	152,000	2.87
宮本浩次	100,100	1.89
中川尚子	88,300	1.67
小谷寛	63,800	1.21
エヌジェイホールディングス役員持株会	46,800	0.88
五島賢次	44,400	0.84
五反田義治	44,400	0.84
則本真樹	44,400	0.84

- (注) 1. 当社は、自己株式を57,616株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
 (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
 (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社が、2017年12月22日開催の取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は次のとおりであります。

2018年3月6日付の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)」が調整されております。

決 議 年 月 日	2017年12月22日	
新 株 予 約 権 の 数 (個)	348	
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	
新株予約権の目的となる株式	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,600 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1,853 (注) 2	
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2018年7月12日から2028年1月11日までとする。	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 (円)	発行価額	1,853
	資本組入額	927
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	1. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に、当社が上場する金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも行使価額（ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の35%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は残存するすべての新株予約権を行使価額（ただし、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）にて行使期間の満了日までに権利行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や当社が上場する金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を害すると客観的に認められる行為をなした場合 2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	
代用払込みに関する事項	—	

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、「本件新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権のうち自己新株予約権の数」に準じて決定する。 その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
---------------------------------	---

(注) 1. 付与株数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	ふく だ たか ひろ 福 田 尚 弘	(株)ゲームスタジオ 代表取締役 (株)トライエース 取締役 (株)ウィットワン 取締役 (株)テックフラッグ 取締役 (株)ネプロクリエイト 取締役
取 締 役	ご た ん だ よ し はる 五反田 義 治	(株)トライエース 代表取締役 (株)テックフラッグ 取締役
取 締 役	なか の き い ち ろ う 中 野 喜一郎	日東工業(株) 代表取締役社長
取 締 役	み や た あ き ひ こ 宮 田 彰 彦	(株)AMA 代表取締役社長 さざれキャピタルマネジメント(株) マネージングディ レクター ボールトゥウィンホールディングス(株) 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役	た き に し あ つ こ 滝 西 敦 子	京都先端科学大学 准教授
常 勤 監 査 役	か ね し げ ま さ し 金 重 政 志	(株)テックフラッグ 監査役
監 査 役	た ば た ひ ろ ゆ き 田 端 博 之	A. C. アシュアランス(株) 代表取締役社長
監 査 役	む ら も と み ち お 村 本 道 夫	カクイ法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 代表取締役福田尚弘氏は、2025年4月28日付で(株)ゲームスタジオの代表取締役に就任いたしました。
2. 取締役宮田彰彦及び滝西敦子の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 取締役宮田彰彦氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
5. 取締役滝西敦子氏は、当社の大株主である滝西竜子氏の三女であります。
6. 監査役田端博之及び村本道夫の両氏は、東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
7. 監査役田端博之氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役村本道夫氏は、弁護士資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額と

なります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社のすべての取締役、執行役および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担するものとしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、2020年8月21日開催の取締役会において次のとおり定めるとともに、報酬の方針に基づき適正な報酬体系や報酬等の額を取締役会に提言をする任意の諮問機関として、報酬委員会の設置を決定し、同日付で設置しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、報酬委員会からの提言が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

a. 報酬の方針

1. 優秀な人材の獲得及び保持が可能となる報酬体系及び報酬水準であること
2. 中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上を反映させるものであること
3. 組織内の利益分配において職責に基づいた公平かつ公正な報酬比率であること

b. 報酬の体系

報酬は、基本報酬としての固定報酬のみで構成しております。固定報酬は、職責に応じた堅実な職務遂行を促すための報酬であるとともに、中長期的な視点における企業成長や企業価値の向上のため取締役に当然に求められる職責、業績や将来計画の業務遂行において求められる職務等から決定することとしており、過去の経営実績や将来計画の実現の蓋然性等を総合的に勘案して、持続的な成長に対する責務と動機付けを踏まえた報酬額を決定しております。

c. 報酬を決定する機関と手順

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する決定機関は取締役会であります。取締役会として代表取締役社長に一任を行う場合には、報酬決定の都度、一任

に関する決議をいたします。取締役会あるいは一任された代表取締役社長は、報酬等の額の決定にあたり、報酬委員会に諮問し、報酬委員会の提言を尊重して決定いたします。

監査役の報酬の総額及び個人別支給額については、監査役報酬枠内で、監査役の協議を経て決定いたします。

ロ.当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報 酬 等 の 総 額	対象となる役員の員数
取 締 役 (うち社外取締役)	41,400千円 (9,000千円)	5名 (2名)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,800千円 (7,200千円)	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	55,200千円 (16,200千円)	8名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬等は実施しておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第14回定時株主総会において、年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。
4. 取締役会は、代表取締役社長福田尚弘に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、業務執行取締役の評価には、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

社外取締役宮田彰彦氏は(株)AMAの代表取締役社長、さざれキャピタルマネジメント(株)のマネージングディレクター及びポールトゥウィンホールディングス(株)の社外取締役（監査等委員）であります。当社と(株)AMA及びさざれキャピタルマネジメント(株)との間には、特別の関係はありません。当社グループとポールトゥウィンホールディングス(株)グループとの間には、ゲーム事業に関する取引の基本契約が存在しておりますが、社外役員としての独立性に影響を及ぼす事項はないと判断しております。

社外取締役滝西敦子氏は京都先端科学大学の准教授であります。当社と京都先端科学大学との間には、特別の関係はありません。

社外監査役田端博之氏はA. C. アシュアランス(株)の代表取締役社長であります。当社とA. C. アシュアランス(株)との間には、特別の関係はありません。

社外監査役村本道夫氏はカクイ法律事務所のパートナー弁護士であります。当社とカクイ法律事務所との間には、特別の関係はありません。なお、同氏個人にはコンプライアンス委員としての業務を委託しておりますが、社外役員としての独立性に影響を及ぼす事項はなく、独立役員として適任であると判断しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	宮 田 彰 彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。主に長年培ってきた投資・運用の業界での経験に基づく幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、報酬委員会及び指名委員会の委員長として、客観的・独立的立場から、当社の取締役報酬や取締役候補者の検討及び決定の過程について監督機能を主導しております。
社外取締役	滝 西 敦 子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。国内外にわたる会計学の専門的な知見及びコーポレート・ガバナンスの見地から、課題やリスクを把握した上での助言・発言を行っております。また、監査役や社外取締役が出席する社外役員ミーティングの場でも、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、社外役員の相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での監督機能において適切な役割を果たしております。
社外監査役	田 端 博 之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士の見地から会計的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	村 本 道 夫	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士の見地から法的な意見を述べるなど、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第47条に定めておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役及び使用人はその職務の執行に当たり、別に定める「コンプライアンス・マニュアル」を遵守するものとする。
 - ・コンプライアンス経営確立のため、法令遵守の統括部門を定めるほか、外部弁護士を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の直属の機関として設置する。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告するものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る文書及び情報については、別に定める「文書管理規程」及びその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、別に定める「リスク管理規程」及びその他社内規程に基づき、業務上のリスクの未然防止及びトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。また、取締役の職務執行に関する監視と是正は、監査役会がこれにあたるものとする。
 - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化を図るとともに、業務執行体制の強化を目的とした執行役員制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。また、これらを補完するため、社外取締役、社外監査役を中心とした報酬・指名委員会を設置し効率化と適正性を担保する。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・別に定める「関係会社管理規程」に基づき、当社グループ各社が職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、職務の執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなど、当社グループにおける業務の適正運営に努めるものとする。
 - ・内部監査室は、別に定める「内部監査規程」に基づき関係会社に対し、業務活動が法令及び定款等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
 - ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じるものとする。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - ・ 当該使用人は、監査役の職務を補助する職務執行の範囲において、取締役から独立して監査役の指示に従うものとする。
 - ・ 当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び監査役は、当社監査役の求めにより、会社の業務または業績に影響を与えるもしくは将来において与えることが予見できる重要な事項について都度報告するものとする。
 - ・ 本項の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役と監査役は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われるよう努めるものとする。
 - ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般及びコンプライアンス

- ・当社は、当社及びグループ各社の取締役及び使用人を対象に、定期的にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に努めております。
- ・当社コンプライアンス委員会は、内部通報制度の利用状況、内部監査の実施状況等の情報を共有し、内部統制上の不備事項の有無を検討しております。委員会において内部統制上の不備事項が認められた場合には、委員会より当社取締役会に対して意見書を提出し、改善を求めています。また、コンプライアンス経営の推進や改善に努めるほか、実効性向上に努めております。
- ・当社内部監査室は、期初に作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の業務活動が社内規程等に準拠して適正かつ効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

② リスク管理体制

- ・当社は、2015年5月22日にリスク管理規程を制定し、毎月定期的に開催されるグループ経営に関する会議体において、当社及びグループ各社の内部統制整備に係る各責任者が業務上のリスク及びその管理状況を必要に応じて報告する体制を構築し運用しております。

③ グループ管理体制

- ・当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の職務執行状況をワークフローシステムによって把握するほか、当社代表取締役社長がグループ各社の取締役会に出席してグループ会社の経営状況や経営課題のほか職務執行が効率的に行われること及び法令や定款に適合することを確認する体制を構築し運用しております。

(3) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は以前より、法務省の「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力排除を目的とした下記の基本方針を定めて、対応を行っております。

- ・反社会的勢力による不当要求は、担当者や担当部署だけに任せず、代表取締役等の経営トップ以下組織全体として対応する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ・反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係をもたない。また反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ・反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引を絶対に行わない。
- ・反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

上記の基本方針実現のため、対応を統括する部署・体制、情報の一元管理・蓄積、従業員に向けた研修、対応マニュアルの整備を進めております。

取引先に対しましては、反社会的勢力との関係において疑義が生じた場合、外部の調査機関に確認を依頼し、その結果により取引開始の可否を判断しております。また契約締結に際し、反社会的勢力との関係が発覚した場合、契約を解除する旨の条項を盛り込むよう現在も努めております。

従業員等につきましては、入社時に誓約書におきまして過去の反社会的勢力との関係がない旨及び将来において反社会的勢力との関係を持たない旨の誓約をさせており、今後もこれを徹底して行ってまいります。

連結貸借対照表

(2025年 6 月30日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,603,485	流 動 負 債	1,652,123
現金及び預金	851,914	買 掛 金	311,833
売掛金及び契約資産	1,359,557	短 期 借 入 金	525,250
商 品	174,365	1年内返済予定の長期借入金	316,000
仕 掛 品	27,410	未 払 法 人 税 等	38,755
貯 蔵 品	1,431	未 払 金	172,567
そ の 他	188,805	賞 与 引 当 金	25,644
固 定 資 産	1,145,848	そ の 他	262,072
有 形 固 定 資 産	86,957	固 定 負 債	383,662
建物及び構築物	30,504	長 期 借 入 金	111,000
そ の 他	56,453	退職給付に係る負債	161,667
無 形 固 定 資 産	384,863	繰 延 税 金 負 債	80,977
の れ ん	271,317	そ の 他	30,017
ソ フ ト ウ ェ ア	113,545	負 債 合 計	2,035,785
そ の 他	0	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	674,027	株 主 資 本	1,612,132
投資有価証券	201,994	資 本 金	592,845
長期貸付金	16,495	資 本 剰 余 金	350,290
差入保証金	349,380	利 益 剰 余 金	728,143
繰延税金資産	59,050	自 己 株 式	△59,146
そ の 他	113,630	新 株 予 約 権	34
貸倒引当金	△66,524	非 支 配 株 主 持 分	101,381
資 産 合 計	3,749,334	純 資 産 合 計	1,713,548
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,749,334

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額
売上高	9,107,700
売上原価	7,310,065
売上総利益	1,797,634
販売費及び一般管理費	1,746,520
営業利益	51,113
営業外収益	
受取利息	723
不動産賃貸料	6,559
その他の	1,854
営業外費用	
支払利息	17,597
支払手数料	8,065
その他の	2,973
経常利益	31,614
税金等調整前当期純利益	31,614
法人税、住民税及び事業税	38,774
法人税等調整額	△51,046
当期純利益	43,886
非支配株主に帰属する当期純利益	12,038
親会社株主に帰属する当期純利益	31,848

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から)
(2025年6月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	592,845	350,290	696,295	△59,111	1,580,319
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	31,848	－	31,848
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△35	△35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	31,848	△35	31,813
当 期 末 残 高	592,845	350,290	728,143	△59,146	1,612,132

残高及び変動事由	新 株 予 約 権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	34	89,342	1,669,696
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	31,848
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	12,038	12,038
当 期 変 動 額 合 計	－	12,038	43,851
当 期 末 残 高	34	101,381	1,713,548

貸 借 対 照 表

(2025年 6 月30日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	933,440	流 動 負 債	1,705,383
現金及び預金	550,536	短期借入金	525,250
売 掛 金	3,521	1年内返済予定の長期借入金	300,000
前 払 費 用	37,124	未 払 金	50,030
関係会社短期貸付金	240,000	未 払 費 用	11,083
そ の 他	102,257	未 払 法 人 税 等	290
固 定 資 産	2,093,619	預 り 金	810,000
有 形 固 定 資 産	16,916	賞 与 引 当 金	4,266
建 物	15,848	そ の 他	4,463
工具、器具及び備品	1,068	固 定 負 債	124,193
無 形 固 定 資 産	2,257	長 期 借 入 金	75,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2,257	退 職 給 付 引 当 金	39,794
そ の 他	0	そ の 他	9,398
投資その他の資産	2,074,445	負 債 合 計	1,829,577
投資有価証券	199,994	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,177,722	株 主 資 本	1,197,447
長 期 貸 付 金	16,495	資 本 金	592,845
関係会社長期貸付金	750,000	資 本 剰 余 金	298,394
差 入 保 証 金	151,224	資 本 準 備 金	171,553
そ の 他	130	そ の 他 資 本 剰 余 金	126,841
貸 倒 引 当 金	△221,122	利 益 剰 余 金	365,354
資 産 合 計	3,027,060	利 益 準 備 金	76,539
		そ の 他 利 益 剰 余 金	288,815
		繰 越 利 益 剰 余 金	288,815
		自 己 株 式	△59,146
		新 株 予 約 権	34
		純 資 産 合 計	1,197,482
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,027,060

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月30日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		337,682
売 上 原 価		18,206
売 上 総 利 益		319,475
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		443,935
営 業 損 失		124,460
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24,202	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	218,097	
そ の 他	346	242,646
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	21,102	
支 払 手 数 料	7,849	
そ の 他	1,739	30,691
経 常 利 益		87,494
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	275,536	275,536
税 引 前 当 期 純 損 失		188,042
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△31,146	
法 人 税 等 調 整 額	2,202	△28,944
当 期 純 損 失		159,098

株主資本等変動計算書

(2024年 7 月 1 日から)
(2025年 6 月30日まで)

(単位 千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	447,913	524,452	△59,111	1,356,580
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	△159,098	△159,098	－	△159,098
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△35	△35
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△159,098	△159,098	△35	△159,133
当 期 末 残 高	592,845	171,553	126,841	298,394	76,539	288,815	365,354	△59,146	1,197,447

残高及び変動事由	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	34	1,356,615
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	－	－
当 期 純 利 益	－	△159,098
自己株式の取得	－	△35
当期変動額合計	－	△159,133
当 期 末 残 高	34	1,197,482

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社エヌジェイホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	齋 藤 浩 史
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	井 上 道 明
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌジェイホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明する基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月21日

株式会社エヌジェイホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	齋 藤 浩 史
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	井 上 道 明
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌジェイホールディングスの2024年7月1日から2025年6月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と対面又はオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に対面、電話回線又はインターネット等を経由した手段なども用いて報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について対面又はオンライン形式で報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人三優監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年8月21日

株式会社エヌジェイホールディングス 監査役会

常勤監査役 金 重 政 志 ⑩

社外監査役 田 端 博 之 ⑩

社外監査役 村 本 道 夫 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役1名選任の件

ゲーム事業の成長を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候 補 者 の 有 する 当 社 の 株 式 数
※ 杉 山 芳 樹 (1965年3月11日生)	1988年 4 月 福島石川カントリークラブ入社 1990年 4 月 (株)コーエー（現(株)コーエーテクモゲームス） 入社 2007年 7 月 同社専務取締役就任 2011年 4 月 (株)リアルスタイル専務取締役就任 2019年 4 月 (株)セガゲームス（現(株)セガ）入社 2019年 4 月 同社上席執行役員就任 2019年11月 (株)S N K入社 2019年11月 同社社長室長就任 2025年 4 月 当社入社 2025年 4 月 当社執行役員社長室長就任（現任） 現在に至る	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 杉山芳樹氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 杉山芳樹氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、大手ゲーム会社等において長年にわたり重要な役職を歴任され、ゲーム業界における豊富な知識と実績を有していることから、当社経営陣において不足しているゲームパブリッシャーの事業領域に対する専門的知見を補完し、幅広いネットワークを活用した事業機会の創出や競争力の強化が期待できるためであります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し、法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。杉山芳樹氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田端博之氏及び村本道夫氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	候補者の 有する 当社の 株 式 数
1	た ば た ひ ろ ゆ き 田 端 博 之 (1968年1月10日生)	1992年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1997年4月 公認会計士登録 2005年2月 税理士登録 2005年7月 田端公認会計士事務所開業 2006年6月 当社社外監査役就任（現任） 2007年7月 A.C.アシュアランス(株)を設立 同社代表取締役社長就任（現任） 現在に至る	12,825株
2	む ら も と み ち お 村 本 道 夫 (1954年6月30日生)	1985年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 1993年10月 ふじ合同法律事務所設立にパートナーとして参画 1999年7月 マトリックス国際法律事務所設立 2004年2月 (株)ロンバード債権回収代表取締役就任 2017年2月 カクイ法律事務所にパートナーとして参画（現任） 2018年6月 当社社外監査役就任（現任） 現在に至る	0株

- (注) 1. 上記各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田端博之氏及び村本道夫氏は社外監査役候補者であります。なお、田端博之氏及び村本道夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、田端博之氏及び村本道夫氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 田端博之氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての専門的知見を生かし、当社の監査業務に携わっていただくため、選任をお願いするものであります。
4. 田端博之氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって19年3ヶ月となります。
5. 村本道夫氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視と有効な助言を期待できるため、選任をお願いするものであります。
6. 村本道夫氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって7年3ヶ月となります。

7. 当社は、田端博之氏及び村本道夫氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は金100万円または同法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。両氏が再任された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し、法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が支払責任を負う損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって填補することとしております。田端博之氏及び村本道夫氏が監査役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

(会 場) 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館地下1階
A P 浜松町 N+Oルーム
電話 (03) 5405-6109



※当社の専用駐車場をご用意しておりませんので、予めご了承のほどお願いいたします。

(交 通) ■ J R 山手線・J R 京浜東北線・東京モノレール
浜松町駅(北口)から徒歩7分
■ 都営地下鉄三田線
芝公園駅(A3出口)から徒歩3分
■ 都営地下鉄浅草線・都営地下鉄大江戸線
大門駅(A6出口)から徒歩3分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。